

(証券コード：6168)

2025 年 8 月 28 日

株 主 各 位

大阪府東大阪市川俣一丁目 1 番 41 号

ONE GROUP 株式会社

代表取締役社長 田中 文彦

第 4 9 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 4 9 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第 4 9 期定時株主総会招集ご通知」及び「第 4 9 期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

また、本招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対して送付することとしております。

当社ウェブサイト

<https://1group.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR 情報」をご選択いただき、ご確認ください。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「ONE GROUP」又は証券コード「6168」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬具

記

1. 日 時 2025 年 9 月 22 日（月曜日）午前 10 時
2. 場 所 大阪府東大阪市川俣一丁目 1 番 41 号ルクスビル 6F 当会社 会議室
3. 目的事項
報告事項 第 4 9 期(2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の計算書類監査結果報告の件
決議事項 第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2 名選任の件
第 2 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

上記議案の内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載の通りであります。

以上

当日ご出席いただく際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、2025 年 9 月 19 日（金曜日）午後 5 時までに到着するようにご投函くださいますようご協力いただきたくお願い申し上げます。

本株主総会の模様は ZOOM にてご視聴いただけます。ご視聴を希望されます場合は、その旨を 9 月 19 日（金曜日）午後 5 時までにコーポレートマネジメント部株主総会事務局 Tel：06-6787-1818 までご連絡下さいますよう、あわせてお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ONE GROUP 株式会社
代表取締役社長 田中 文彦

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、経営体制変更のため1名減員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
田中 文彦 (1972年1月17日)	1995年2月 (株)オージック入社 2000年4月 同社取締役製造部長就任 2002年4月 同社専務取締役就任 2006年3月 同社代表取締役社長就任 2010年5月 江菱股份有限公司董事長就任（現任） 2011年5月 日本標準歯車販売(株)（現 ONE GROUP(株)）代表取締役社長就任（現任） 2013年12月 イセキテック(株)（現(株)オージック）代表取締役社長就任 2016年9月 (有)セイエン（現(株)セイエン）代表取締役社長就任 2017年10月 (株)鍛冶屋（現(株)オージック）代表取締役社長就任 2018年10月 (株)三翔精工代表取締役社長就任 2019年11月 美原精工(株)（現(株)オージック）代表取締役社長就任 2020年2月 (株)フジタイト代表取締役社長就任 2020年7月 当社代表取締役社長就任（現任） 2020年7月 (株)オージック代表取締役会長就任（現任）	103,003株
大井 実 (1956年3月3日)	1978年4月 沼間司法書士事務所入社 1979年3月 吹田貿易(株)入社 1990年6月 (株)フェリシモ入社 2004年6月 同社取締役経営企画部長就任 2007年3月 同社取締役コーポレートスタイルデザイン本部長就任 2011年4月 同社取締役コーポレートスタイルデザイン本部長兼総務部長就任 2013年3月 同社取締役戦略サポート部長兼シニア事業部長就任 2014年3月 同社取締役経営企画室長就任 2015年1月 (株)幸和製作所入社 管理本部長	—

	2015年3月	同社取締役管理本部長就任	
	2017年6月	同社取締役管理本部長兼経営企画室長就任	
	2019年4月	同社取締役管理本部長兼経営企画室長兼総務部長就任	
	2019年11月	㈱オージック入社	
	2020年3月	同社経営管理本部長就任	
	2020年7月	当社取締役経営管理本部長就任（現任）	

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役金田 善雄氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

金田 善雄 (1962年4月28日)	2010年10月	㈱オージック入社	—
	2012年4月	同社総務部長	
	2013年4月	同社経営管理部長	
	2018年4月	同社経営管理室長	
	2020年3月	同社経営管理本部コーポレートアカウンティング部長	
	2020年7月	当社取締役コーポレートアカウンティング部長就任	
	2021年5月	当社取締役経営企画室長就任	
	2024年7月	当社取締役経営企画担当就任（現任）	
	2024年7月	㈱オージック経営管理部長就任（現任）	

以上

事業報告

(2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、インフレ率の高止まりや主要国の金融政策の転換に加え、地政学的リスク及び通商政策の不確実性が重なり、全体として緩やかな成長にとどまりました。地域別では、米国は堅調な労働市場と個人消費を背景に底堅い経済成長を維持した一方、欧州はエネルギー価格や為替の影響を受け景気の回復が緩慢となりました。中国や新興国では構造的課題と外需鈍化が影響し、成長の伸び悩みがみられました。

日本経済におきましては、外需の拡大には限定的な動きが見られたものの、内需主導型の回復基調が継続しました。具体的には、従業員の賃上げの成果や、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加、さらにインバウンド消費の再拡大等が、個人消費及び企業活動を下支えしました。一方で、円安による輸入物価の上昇や、エネルギー・原材料価格の高止まり等により、企業のコスト負担や家計の実質購買力に対する影響も引き続き注視が必要な状況が続きました。

そのような状況の下、当社子会社は、労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇を販売価格に転嫁するための活動を継続すると同時に、金属加工研究所の技術者による技術営業を展開することで新たなニーズの掘り起こしと新規顧客の開拓を進めてまいりました。また、製造活動においては、生産活動の効率化に向けた活動を当社が中心となり取組みを進めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は、主に子会社からの経営支援料収入及び受取配当金が寄与したことにより 563,786 千円（前年同期比 35.8%減）となりました。利益については、子会社からの受取配当金の減少により、営業利益 136,549 千円（前年同期比 64.2%減）となりました。また、借入金の利息の支払いにより経常利益は 126,834 千円（前年同期比 65.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1,355千円となりました。
そのうち主なものは、基幹システムの構築費用として1,355千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編の状況

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ① 当社子会社である株式会社セイエンは、2025年3月24日をもって、溶接技術のプロモーション企画、制作及び運営及び、その他金属加工技術の広報PR活動全般を目的とし、株式会社気密プロジェクションを設立しました。
- ② 当社子会社である株式会社オージックは、2025年6月12日開催の取締役会において、広進工業株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第46期 (2022年6月期)	第47期 (2023年6月期)	第48期 (2024年6月期)	第49期 (当事業年度) (2025年6月期)
売上高 (千円)	386,800	432,580	878,081	563,786
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△3,561	△54,709	368,730	126,834
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	73,779	△46,629	415,219	173,803
1株当たり当期純利 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	77.39	△59.78	532.33	222.82
総資産 (千円)	1,884,285	2,990,358	3,215,735	3,139,138
純資産 (千円)	1,306,061	1,259,542	1,674,761	1,848,564
1株当たり純資産額 (円)	1,674.42	1,614.64	2,146.96	2,369.78

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社オージック (注4)	65	100.0	精密歯車製造 精密部品加工 大型ねじ等製造
江菱股份有限公司 (注1)	10 (百万 NT\$)	100.0 (100.0)	中国・台湾における 販売代行
株式会社セイエン	5	100.0	金属パイプ加工
株式会社三翔精工	10	100.0	精密微細加工
株式会社フジタイト	10	100.0	難削材切削加工
広進工業株式会社 (注1、注3)	10	100.0 (100.0)	自動車部品切削加工
株式会社オイダ製作所 (注4)	10	100.0	産業用部品加工
欧億達機械零件(青島) 有限公司 (注1)	15 (百万元)	80.1 (80.1)	産業用部品加工
株式会社気密プロジェ クション (注1、注2)	5	100.0 (100.0)	溶接技術のプロモー ション企画、制作及び 運営 その他金属加工技術 の広報 PR 活動全般

(注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 当社子会社である株式会社セイエンは、2025年3月24日をもって、株式会
社気密プロジェクションを設立しました。

3. 当社子会社である株式会社オージックは、2025年6月12日をもって、広進
工業株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社としました。

4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	帳簿価額の総額	当社の総資産額
株式会社オージック	大阪府東大阪市菱江 一丁目15番33号	1,231 百万円	3,139 百万円
株式会社オイダ製作所	岐阜県大垣市草道島 町13番地	1,085 百万円	3,139 百万円

(7) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 事業の多角化

当社グループは金属加工業に属しており、製造業の設備投資等の景気変動に業績の影響を受けやすいため、事業の多角化を業容拡大の重要な課題と認識しております。そのため、新規市場の開拓や新製品の開発に積極的に取り組むこと等により単一セグメント特有のリスクを回避してまいります。

② 組織力の強化

当社グループは、これまでグループ各社の特色ある製造技術等により、製造部門が成長をけん引してまいりました。今後のさらなる成長の基盤づくりとしまして、なお一層の技術力の強化と営業力の強化を経営の課題として取り組んでまいります。

③ 人材の育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と考えております。そのため、優秀な人材の採用と育成のため様々な教育の機会を従業員に提供するとともに、共に働くことに喜びを感じる職場づくりや福利厚生制度を整えてまいります。

④ 事業基盤の強化

事業基盤を強化するため、原材料の調達、内製力の向上、在庫管理、人員配置、品質管理体制、営業活動、内部管理体制等、あらゆるコストについて生産性向上に取り組み、経営の効率化を進めることで、将来にわたる成長力、収益力のある企業体質を目指してまいります。

(8) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

- ① グループ会社の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務
- ② グループ会社の資金の集中、配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務
- ③ グループ会社の不動産の売買、賃貸、仲介、管理業務

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社	大阪府東大阪市
-----	---------

② 子会社

株式会社オージック	本社、東大阪工場（大阪府東大阪市）、美原工場（大阪府堺市美原区）
江菱股份有限公司	本社（台湾台中市）
株式会社セイエン	本社、工場（広島県呉市）
株式会社三翔精工	本社（大阪府東大阪市）、工場（鹿児島県霧島市）
株式会社フジタイト	本社、工場（徳島県吉野川市）
広進工業株式会社	本社、工場（富山県滑川市）
株式会社オイダ製作所	本社、本社工場（岐阜県大垣市）池田工場（岐阜県揖斐郡）
欧億達機械零件（青島）有限公司	本社、工場（中国山東省青島市）
株式会社気密プロジェクト ション	本社（広島県呉市）

(10) 従業員の状況（2025 年 6 月 30 日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38 名	－	44.6 歳	7.0 年

(11) 主要な借入先の状況（2025 年 6 月 30 日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	635 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	280 百万円
株式会社商工組合中央金庫	191 百万円
株式会社紀陽銀行	38 百万円
株式会社京都銀行	25 百万円
株式会社三井住友銀行	6 百万円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 5,200,000 株

(2) 発行済株式の総数 780,010 株 (自己株式 520,000 株を除く。)

(3) 株主数 5 名

(4) 大株主

株主名	株式数 (株)	持株比率 (%)
(株)フォワード	546,007	70.00
田中 文彦	103,003	13.21
田中 純子	89,700	11.50
田中 汰樹	41,200	5.28
中野合金(株)	100	0.01

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数 (520,000 株) を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項（2025 年 6 月 30 日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他の新株予約権の状況

	第 1 回新株予約権
発行決議日	2023 年 3 月 13 日
新株予約権の総数	110,000 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 110,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり 1 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 585 円
権利行使期間	2024 年 10 月 1 日から 2035 年 3 月 29 日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	受託者 コタエル信託株式会社

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2024 年 6 月期から 2028 年 6 月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が、500 百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における親会社株主に帰属する当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、上記の親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡した時は、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。

- ③ 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了した時、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。
- ④ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、「新株予約権の取得に関する事項」における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、「組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い」に基づき再編対象会社（「組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い」に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。
- ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 新株予約権 1 個未満の行使は認めない。
- ⑦ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、または業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025 年 6 月 30 日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中 文彦	株式会社オージック 代表取締役会長 江菱股份有限公司 董事長
取締役	大井 実	経営管理本部長
取締役	金田 善雄	経営企画担当 株式会社オージック 経営管理本部長
取締役 (常勤監査等委員)	片山 尚人	－
取締役 (監査等委員)	佐野 元洋	税理士法人トレイス 共同代表 かなえ経営株式会社 代表取締役社長 NPO 法人奈良クラブ 理事 株式会社奈良クラブ 取締役 NIKS 株式会社 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	森田 博	弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐野元洋及び森田博は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、片山尚人を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である社外取締役の佐野元洋は、税理士の資格を有しており、財務、会計に関する高い見識及び豊富な経験を有するものであります。
4. 監査等委員である社外取締役の森田博は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し高い見識及び豊富な経験を有するものであります。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役との間に、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023 年 8 月 10 日開催の取締役会において、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決定しております。

a. 個人別の固定報酬及び条件の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、各職責に応じて報酬額を定めた ONE GROUP 役員報酬テーブルにより決定しております。基本報酬の 1.5 倍を限度額とし、当期純利益の目標値に対する達成度に応じて -10%～+15% の範囲で増減を行います。報酬額の決定においては、この業績評価による報酬額について、監査等委員会で審議を行い、その意見を反映し、取締役会において最終承認を行うものとしします。

b. 業績連動型株式報酬の内容及び額又は数の決定に関する方法

当社は、「2023 年 3 月 13 日に第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」として開示しておりますように、時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランの導入を行っております。

本インセンティブプランにより付与する株式の総数は 110,000 株で、1 株当たりの行使価格 585 円（総額 64,460,000 円）となります。分配に当たっては、別途定める交付ガイドラインに従い、当社企業価値の向上に向けた当社グループ役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになっており、交付ガイドラインに従い、対象者、数量及び時期を決定し、取締役会の承認により実施いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬額の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象と なる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	40,491	40,491	—	—	—	3
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18,480 (10,395)	18,480 (10,395)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	58,971 (10,395)	58,971 (10,395)	— (—)	— (—)	— (—)	6 (2)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022 年 9 月 28 日の第 46 期定時株主総会において年額 76,000 千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は 3 名であります。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022 年 9 月 28 日の第 46 期定時株主総会において年額 20,000 千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は 3 名であります。

- ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役佐野元洋は、税理士法人トレイス共同代表、かなえ経営株式会社代表取締役社長、NPO 法人奈良クラブ理事、株式会社奈良クラブ取締役及び NIKS 株式会社代表取締役社長を兼職しておりますが、各法人と当社との間に特別な関係はありません。
- ・当社取締役森田博は、弁護士法人淀屋橋・山上合同のパートナーを兼職しておりますが、当該法人と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 佐野 元洋	当事業年度に開催された取締役会 20 回の全てに 出席いたしました。また、監査等委員会 14 回の 全てに出席いたしました。 税理士としての専門的な見地から、独立した立場 で取締役の職務の執行の監査を的確かつ公正に 行い、当社の監査機能充実の役割を担っておりま す。
社外取締役（監査等委員） 森田 博	当事業年度に開催された取締役会 20 回の全てに 出席いたしました。また、監査等委員会 14 回の 全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的な見地から、独立した立場 で取締役の職務の執行の監査を的確かつ公正に 行い、当社の監査機能充実の役割を担っておりま す。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ひかり監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と特定上場有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

(1) 当社グループにおける業務の適正性を確保するための基本方針

当社グループは、経営理念を全ての企業活動の基本としております。

- ① 経営理念 「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、お客様と社会の進歩発展に貢献すること。」
- ② 当社グループは、経営理念の実践をより実効的にするため ONE フィロソフィを制定し、朝礼時に輪読することにより組織内への浸透を図っております。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、ONE フィロソフィを制定し社内に周知するとともに、倫理的かつ適法に行動するための方針として法令・定款を遵守する体制を構築しております。
- ② 当社グループにおける取締役は、定期的に職務の遂行状況を取締役会に報告し、重要事項について取締役間で意思疎通を図り合理的な決定を行っております。
- ③ 取締役は、相互に職務執行を監督するとともに、関係会社管理責任者（経営管理本部長）がグループ各社の経営責任者の職務執行を監督しております。
- ④ 当社グループにおける使用人は、就業規則の定めに従い誠実に行動しております。
- ⑤ 当社グループにおける取締役、グループ各社の経営責任者及び使用人は、監査等委員（会）からの求めに応じ、職務の遂行状況を報告しております。
- ⑥ 監査等委員（会）は取締役会に出席することで、当社グループにおける取締役及びグループ各社の経営責任者の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視し、適宜・適切な意見を述べております。
- ⑦ 監査等委員（会）は、当社グループにおける取締役及びグループ各社の経営責任者の適法性監査を実施しております。
- ⑧ 内部監査リーガル・コンプライアンス室は、当社グループにおける業務執行部門の職務の執行状況を監査し、体制の整備や改善について代表取締役社長に対して報告を行っております。
- ⑨ 当社グループは、コンプライアンス規程の定めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持発展を行っております。
- ⑩ コンプライアンスに反するおそれのある行為や事実についての相談、通報体制を設け、当社グループにおける取締役、グループ各社の経営責任者及び使用人がそれらの行為や事実気付いた時は、所定の通報窓口に通報できる仕組みを構築しております。当社グループは、通報の内容を厳重秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行っておりません。
- ⑪ 当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断し、同勢力排除のため社内の体制を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報につき「文書管理規程」その他関連する社内規程に従い、適切に保存及び管理を行っております。
- ② 上記の情報の保存及び管理は、当該情報を取締役（監査等委員を含む）が閲覧できるものとしております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、今後発生しうる様々なリスクに対応するためリスク管理規程を制定し、管理の実効性を高めるためリスク管理委員会を設置しております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、当社をホールディング会社として、その他のグループ会社を事業会社としたホールディングス制を採用しております。このため、当社は、各事業会社の業務執行を監督する機能に特化しております。当社グループにおいて、当社のみ取締役会設置会社となり、各グループ会社は取締役会非設置会社となっております。当社の取締役会において、各グループ会社の事業計画の進捗について、各グループ会社の経営責任者より報告を受け、業務執行状況の監督を行っております。
- ② 取締役会は、定期的にグループ各社における経営責任者の職務の執行状況について報告を求め、その効率性及び適正性等について監督しております。
- ③ 職務の執行にあたっては、定期的に当社グループにおける取締役及び経営責任者で構成される経営会議を開催することにより、意思決定を迅速かつ効率的に実施しております。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（各グループ会社の経営責任者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

- ① 取締役会は、定期的に当社グループの業務の執行状況について各社取締役及び経営責任者から報告を受け、継続的に経営管理体制の改善及び向上に努めております。
- ② 監査等委員（会）及び内部監査リーガル・コンプライアンス室は、定期的に当社グループの監査を実施経営し、必要があれば、管理体制の改善を取締役に求める体制としております。

(7) 監査等委員（会）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査等委員（会）の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員（会）の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員（会）を補助する使用人を監査等委員（会）が必要と認める場合、監査等委員（会）の要請に従い人員を配置いたします。
- ② 当該使用人の人事評価、人事異動、懲戒処分については、監査等委員（会）の同意を得た上で行っております。
- ③ 当該使用人は、監査等委員（会）の指揮命令に従うものとしております。

- (8) 当社グループにおける取締役、各グループ会社の経営責任者及び使用人が監査等委員（会）に報告するための体制、その他の監査等委員（会）への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「内部者通報制度」を制定し、これに基づき、当社グループの取締役、各グループ会社の経営責任者及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社グループの監査等委員（会）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止しております。

- (9) 監査等委員（会）の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員（会）がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求した時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員（会）の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査部門との連携、代表取締役社長との意見交換、重要な会議への出席及び議事録の閲覧等、監査等委員（会）監査が実効的に行われる体制を確保する。
- ② 取締役及び使用人は、当社並びに子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時、または法令違反のおそれがある場合には、直ちに監査等委員（会）に報告すべきものとする。また、監査等委員（会）からの要求がある時は、必要な書類を添えて説明することとし、監査等委員（会）からの指摘事項は関係者に遅滞なく報告を行っております。
- ③ 監査等委員（会）は、必要に応じて会計監査人に対して会計監査の内容について説明を求めることができます。

- (11) 適正な財務報告を実現するための体制

- ① 会計基準その他の関連法規を遵守し、社内規程である経理規程をはじめとする関連規程も遵守した適正な会計処理を行っております。
- ② 当社グループの財務報告は、株主等のステークホルダーに資する財務情報となるよう適時開示し、情報開示の透明性及び公正性を確保しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は 20 回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全て出席いたしました。また、取締役、執行役員等からなる経営会議を原則月 1 回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。
- (2) 監査等委員（会）は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査リーガル・コンプライアンス室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査リーガル・コンプライアンス室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益還元を経営上の重要政策と認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期における財務体質の展望を勘案し、継続的に実施することを基本方針としております。当社は、期末配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

事業報告の附属明細書

(2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日)

会社役員その他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

上記の他、事業報告に記載した内容以外に補足すべき事項はありません。

貸借対照表

(2025 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	372,209	流動負債	255,489
現金及び預金	191,906	1 年以内返済予定の長期借入金	199,668
売掛金	65,623	リース債務	3,673
前払費用	9,807	未払金	14,052
短期貸付金	50,000	未払費用	11,132
その他	54,871	賞与引当金	11,703
固定資産	2,766,928	その他	15,259
有形固定資産	197,327	固定負債	1,035,083
建物	28,584	長期借入金	978,420
構築物	18	リース債務	1,784
工具、器具及び備品	2,582	退職給付引当金	20,879
土地	160,911	その他	34,000
リース資産	5,231		
無形固定資産	18,505	負債合計	1,290,573
ソフトウェア	1,756	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	16,749	株主資本	1,848,454
投資その他の資産	2,551,095	資本金	10,000
関係会社株式	2,535,688	資本剰余金	1,101,238
繰延税金資産	8,929	その他資本剰余金	1,101,238
その他	6,477	利益剰余金	989,936
		利益準備金	1,800
		その他利益剰余金	988,136
		自己株式	△252,720
		新株予約権	110
		純資産合計	1,848,564
資産合計	3,139,138	負債純資産合計	3,139,138

損益計算書

(2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		563,786
売上原価		—
売上総利益		563,786
販売費及び一般管理費		427,236
営業利益		136,549
営業外収益		
受取利息	495	
その他の利益	1,835	2,330
営業外費用		
支払利息	12,045	12,045
経常利益		126,834
税引前当期純利益		126,834
法人税、住民税及び事業税	△46,988	
法人税等調整額	19	△46,969
当期純利益		173,803

株主資本等変動計算書

(2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	10,000	1,101,238	1,101,238	1,800	814,333	816,133	△252,720	1,674,651
当期変動額								
当期純利益	－	－	－	－	173,803	173,803	－	173,803
当期変動額合計	－	－	－	－	173,803	173,803	－	173,803
当期末残高	10,000	1,101,238	1,101,238	1,800	988,136	989,936	△252,720	1,848,454

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	110	1,674,761
当期変動額		
当期純利益	－	173,803
当期変動額合計	－	173,803
当期末残高	110	1,848,564

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4～20年

構築物 7年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの不動産賃貸料並びに経営支援料及び受取配当金となります。このうち経営支援料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、実際に業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更

① 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地	121,600 千円
計	121,600 千円

(2) 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	5,496 千円
長期借入金	1,454 千円
計	6,950 千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 70,432 千円

(4) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

(株)三翔精工	50,000 千円
計	50,000 千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	170,487 千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,480 千円
関係会社に対する長期金銭債務	34,000 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	563,786 千円
-----	------------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	1,300,010 株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	520,000 株
------	-----------

(3) 剰余金の配当に関する事項

- ・ 配当金支払額等 無配のため、記載すべき事項はありません。
- ・ 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式	110,000 株
------	-----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(金融商品に対する取組方針)

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

(金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク)

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク（取引相手先の契約不履行等に係るリスク）に

晒されております。営業債務である未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資等に係る資金調達であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

（金融商品に係るリスク管理体制）

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金等については、担当者が所定の手続きに従って、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

イ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

関係会社株式については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

ウ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（金融商品の時価等に関する事項についての補足説明）

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 （1年以内返済予定を含む）	1,178,088	1,189,689	11,601
リース債務 （長期リース債務を含む）	5,457	5,410	△47
負債計	1,183,545	1,195,099	11,554

（注）市場価格のない株式等は、該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債)

該当事項はありません。

(時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	1,189,689	—	1,189,689
リース債務 (長期リース債務を含む)	—	5,410	—	5,410
負債計	—	1,195,099	—	1,195,099

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府その他の地域において賃貸用の建物、土地を有しております。

(2) 賃貸不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
180,255 千円	△1,968 千円	178,287 千円	180,363 千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「固定資産税評価額」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	95,227 千円
賞与引当金	3,989 千円
退職給付引当金	7,295 千円
未払役員退職慰労金	2,099 千円
減価償却超過額	94 千円
繰延税金資産小計	108,707 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	95,227 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,189 千円
評価性引当額小計	99,417 千円
繰延税金資産合計	9,289 千円

繰延税金負債

固定資産税計上差額	△359 千円
繰延税金負債合計	△359 千円
繰延税金資産の純額	8,929 千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(3) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（2025 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率は 34.10%から 34.94%に変更されます。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が 179 千円増加し、法人税等調整額の金額が 179 千円減少いたします。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社名等の 名称	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)オージック	(所有) 直接 100.00	経営支援 不動産の貸付 役員の兼任 債務被保証	経営支援料の受取 (注1)	106,531	－	－
				不動産の賃貸料 (注2)	25,200	－	－
				敷金の預り金	－	預り保証金	31,000
				当社銀行借入に対する 債務被保証(注3)	356,914	－	－
子会社	(株)セイエン	(所有) 直接 100.00	経営支援 不動産の貸付	経営支援料の受取 (注1)	20,517	－	－
				不動産の賃貸料 (注2)	15,600	－	－
				敷金の預り金	－	預り保証金	3,000
子会社	(株)三翔精工	(所有) 直接 100.00	経営支援 債務保証 資金の貸付	経営支援料の受取 (注1)	28,089	売掛金	－
				運転資金の貸付	－	短期貸付金	50,000
				利息の受取	232	－	－
				債務保証	50,000	－	－
子会社	(株)フジタイト	(所有) 直接 100.00	経営支援	経営支援料の受取 (注1)	21,870	売掛金	2,004
子会社	広進工業(株)	(所有) 間接 100.00	経営支援	経営支援料の受取 (注1)	15,854	売掛金	－
子会社	(株)オイダ製作所	(所有) 直接 100.00	経営支援 債務被保証	経営支援料の受取 (注1)	61,135	売掛金	－
				当社銀行借入に対する 債務被保証(注3)	280,564	－	－
				利息の受取	182	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営支援料は、各関連当事者への役務提供内容を勘案して決定しております。

2. 不動産の賃貸料は、市場価格を勘案して決定しております。
3. 当社の銀行借入につき、債務保証を受けており、取引金額は期末現在の保証残高であります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額	2,369 円 78 銭
（2）1株当たり当期純利益	222 円 82 銭

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却 累計額	期末取得価額
有形固定資産							
建物	33,559	—	—	4,974	28,584	48,378	76,962
構築物	74	—	—	56	18	377	395
工具、器具及び 備品	3,678	—	—	1,096	2,582	4,954	7,536
土地	160,911	—	—	—	160,911	—	160,911
リース資産	9,622	—	—	4,390	5,231	16,723	21,954
有形固定資産計	207,846	—	—	10,518	197,327	70,432	267,759
無形固定資産							
ソフトウェア	1,721	1,355	—	1,320	1,756	2,136	3,893
ソフトウェア 仮勘定	78,914	8,610	70,775	—	16,749	—	16,749
無形固定資産計	80,636	9,965	70,775	1,320	18,505	2,136	20,642

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(増加)

ソフトウェア 基幹システム開発費用

(減少)

ソフトウェア仮勘定 開発中基幹システムの譲渡

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	15,401	11,703	15,401	11,703
退職給付引当金	24,491	5,485	9,097	20,879

3. 販売費及び一般管理費の明細

科目	金額（千円）	摘要
役員報酬	58,971	
従業員給与	154,043	
従業員賞与	10,197	
賞与引当金繰入額	11,703	
退職給付費用	5,485	
役員退職金	6,158	
法定福利費	44,878	
通勤交通費	4,958	
減価償却費	11,839	
地代家賃	12,370	
修繕費	17,362	
厚生費	6,159	
旅費交通費	10,179	
通信費	4,356	
委託費	50,131	
その他	18,441	
計	427,236	

独立監査人の監査報告書

2025年8月19日

ONE GROUP株式会社

取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩永 憲秀

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 永 田 匠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ONE GROUP株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告

書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2025 年 8 月 27 日

ONE GROUP 株式会社
代表取締役社長田中文彦殿

監査等委員会

監査報告書の提出について

当監査等委員会は、会社法第 399 条の 2 第 3 項第 1 号に基づき監査報告書を作成いたしましたので、別紙のとおり提出いたします。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの第 49 期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 8 月 27 日

ONE GROUP 株式会社 監査等委員会

監査等委員	片山尚人 ㊞
監査等委員	佐野元洋 ㊞
監査等委員	森田 博 ㊞

(注) 監査等委員佐野元洋及び森田博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。